

平成 25 年 12 月 4 日

お客様 各位

株式会社全銀電子債権ネットワーク
長野信用金庫

「株式会社全銀電子債権ネットワーク業務規程」および「業務規程細則」の一部改正のお知らせ

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

平成 26 年 1 月 1 日より、「株式会社全銀電子債権ネットワーク業務規程」および「業務規程細則」の一部が改正されますので、お知らせいたします。

記

業務規程および業務規程細則の改正点は次のとおりです。

1. 定例発行方式による残高証明書発行サービスの開始

定例発行方式による残高証明書発行サービスの開始に伴い、取扱方法および提供すべき情報の定めを追加しました。

(「でんさいサービス利用申込書」6枚目の表裏に記載の「業務規程細則」第56条関連)

2. 犯罪収益移転防止法の改正への対応の明確化

犯罪収益移転防止法の改正に伴い、「取引時確認」と「本人確認」の定義を追加しました。また、犯罪収益移転防止法にもとづき取引時確認を実施することを明記しました。

(「でんさいサービス利用申込書」5枚目の表裏に記載の「業務規程」第2条・第3条・第7条関連)

3. 支払不能情報照会が可能な利用者範囲の明確化

平成 25 年 4 月 1 日付で所得税法施行規則等の改正対応として、「貸倒引当金繰入事由に係る証明書」を発行可能としたことに伴い、当該証明書を請求できる利用者の範囲(第三者の情報を照会する場合の範囲)を明確化しました。

(「でんさいサービス利用申込書」6枚目の表裏に記載の「業務規程細則」第50条関連)

以上

(お問い合わせ先)

電話番号：0120-481-801